

佐賀県告示第百二十七号

騒音規制法に基づく騒音の規制地域及び規制基準（平成四年佐賀県告示第百九十九号）の一部を次のように改正し、平成二十四年四月一日から施行する。

平成二十四年三月三十日

佐賀県知事 古 川 康

一 指定地域中「唐津市の区域のうち旧浜玉町、旧七山村、旧巖木町、旧相知町、旧北波多村、旧肥前町、旧鎮西町及び旧呼子町の区域並びに旧唐津市の区域内で別添の図面において緑、黄、赤又は青で着色して示す区域並びに佐賀市、鳥栖市、多久市、伊万里市、武雄市、鹿島市、小城市、嬉野市、神崎市、」を削る。

二 時間及び区域の区分ごとの規制基準の備考の2の(1)中アからキまでを削り、クをアとし、ケをイとし、同備考の2の(2)を次のように改める。

(2) 第二種区域 吉野ケ里町、基山町、上峰町、有田町及び大町町の区域のうち別添の図面において黄で着色して示す区域及びみやき町、玄海町、江北町、白石町及び太良町の全域

二 時間及び区域の区分ごとの規制基準の備考の2の(3)中アからケまでを削り、コをアとし、サからセまでをイからオまでとし、同備考の2の(4)中アからクまでを削り、ケをアとし、コをイとする。

「並びに関係市役所」を削る。